(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下イにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳
(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第一項各号に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人（ロ(4)において「取締役等」という。）である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
(5)　勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
(6)　当該株券が譲渡についての制限がされていない他の株券と分別して管理される方法
ロ　新株予約権証券等　次に掲げる事項
(1)　銘柄
(2)　第一号ロ(2)に掲げる事項
(3)　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下ロにおいて「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳
(4)　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第三項各号に規定する会社の取締役等である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
(5)　勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容
［号の細分を削る。］

［号の細分を削る。］

［三～九の三　略］

九の四　提出会社において、監査公認会計士等（当該提出会社の財務計算に関する書類（法第百九十三条の二第一項に規定する財務計算に関する書類をいう。以下この号において同じ。）について、同項の規定により監査証明を行う公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）若しくは監査法人（以下この号において「財務書類監査公認会計士等」という。）又は当該提出会社の内部統制報告書（法第二十四条の四第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する内部統制報告書をいう。以下同じ。）について、法第百九十三条の二第二項の規定により監査証明を行う公認会計士若しくは監査法人（以下この号において「内部統制監査公認会計士等」という。）をいう。以下この号において同じ。）の異動（財務書類監査公認会計士等であつた者が財務書類監査公認会計士等でなくなること若しくは財務書類監査公認会計士等でなかつた者が財務書類監査公認会計士等になること又は内部統制監査公認会計士等であつた者が内部統制監査公認会計士等でなくなること若しくは内部統制監査公認会計士等でなかつた者が内部統制監査公認会計士等になることをいい、当該提出会社が法第二十四条の四の四第一項又は第二項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により初めて内部統制報告書を提出することとなつた場合において、財務書類監査公認会計士等である者が内部統制監査公認会計士等を兼ねることを除く。以下この号において同じ。）が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定された場合又は監査公認会計士等の異動があつた場合（当該異動が当該提出会社の業務執行を決定する機関により決定されたことについて臨時報告書を既に提出した場合を除く。）　次に掲げる事項

ロ　第一号ロの(2)に掲げる事項
ハ　当該取得勧誘又は売付け勧誘等の相手方（以下この号において「勧誘の相手方」という。）の人数及びその内訳
ニ　勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として第二条第二項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係
ホ　勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

［三～九の三　同上］

九の四　［同上］